

NTTは50歳退職再雇用制度を廃止せよ!!

# LALUZ

2008年2月21日(木)第53号

**N関労** 西日本NTT関連労働組合

発行責任者 横林 賢二

連絡先：尼崎市西長洲町2-2-1 NTT 尼崎別館内

Tel.090-1070-6839 Fax.078-796-2434

Eメール: w-nkanro@cpost.plala.or.jp

## 県をまたがる広域配転の多発か

### - 「中期事業運営の見直し」を問う -

事実上の「構造改革ステップ3」

昨年10月4日を皮切りに4回にわたる提案、11月27日にはロケーションの提示そして今年1月29日には人員移行の具体的な提示と、「中期経営計画の推進に向けた事業運営体制の見直し」の提案が会社側から相次いで行われた。

その見直しの中心は、県域で行われている業務の、広域会社への切り出し、宅内会社の新設、そしてブロック集約である。

N関労はその提案の内容について重大な関心をもって検討してきた。N関労は11月15日に行われた西本社との団体交渉において、その内容についての何点かの質問を行った。

その中で、「雇用形態選択のスキームは変わらないのか」という組合側の質問に対し、会社側は「変更はない。仕事が府県を越えて、その仕事についていくことを同意すれば府県は変えることができる」との回答であった。

2002年、いわゆる「NTT構造改革」において、退職・再雇用制度が導入され、約6万人もの社員が泣く泣く30%~20%もの賃下げに応じて県域限定勤務のアウトソーシング会社を選択させられた。その理由はさまざまであり、老親の介護、実家の仕事、そしてなによりも大都市での勤務に耐えられないのでは？という不安からであった。

N関労は「構造改革」は一度で終わらない、次なるステップが必ずやってくると、当初から警鐘を鳴らし

てきた。一昨年7月の見直しは「構造改革ステップ2」とでも言うべきもので、NTT西日本の義務的業務以外はアウトソーシング会社に一元化され、ネオメイト、マーケティングアクト、アソシエの三社が統合された。また広域会社が設置された。

今回の見直しの内容はまさに「構造改革ステップ3」とでもいうべき内容である。

退職・再雇用制度が導入されたとき、多くの仲間には、「今までの勤務地で、今までの仕事ができる」かのように思わせて退職・再雇用しかないような選択をさせられた。

「同意」はつくられる

今回の見直しはそれを根底から崩されかねない内容である。会社側は「同意があれば」というが、「同意」なるものは作られることは企業年金の受給減額の「同意書」取り付けでも経験してきたことである。一度譲れば、とことん譲歩を迫ってくるのが会社というものである。

広域会社への切り出し、宅内会社についても注意が必要である。業務集約がブロックどころか西日本で箇所、などということが現出しかねない。東日本の集約例でそれは証明されている。N関労は約束違反は許さず、労働者が泣きを見ないよう会社と闘っていく決意である。

2~3めん 対ハイホン北陸団体交渉記録

## 対ハイホン北陸団体交渉記録

2007.12.6 (組合側文責)

土肥組合員への「退職勧奨」について

組合) 土肥組合員の直属上長を説明員として交渉に加える要請に対し、参加させないとの回答だが、本人の意向か、それとも会社としての決断か。

会社) 会社の判断だ。上長の土肥さんへの対応、ヒアリングの内容については、人事課長として充分把握しているということで参加させずとも良いと判断した。

組合) この間、土肥組合員は課長から5回にわたって説得をうけている。内容の事実確認をしていくが、言いたいことを言って公の場に出ないのは卑怯だとしか言いようが無い。

会社) O 担当課長から事実関係をつかんできている。だからその必要性はないと判断した。

組合) そうであるなら、今日の交渉で「わからない」「知らない」という答弁のないように願いたい。その前に、まず会社として「50歳退職再雇用選択」についてどう捕らえているのか。

会社) NTT西日本本社の施策であり、ハイホン会社としては、それに基づいて行っている。

組合) この制度では一旦退職が伴うという事実は確認できるか。

会社) 確認できる。

組合) この制度が導入された年にNTTは国会答弁で選択については「法律を遵守する」との答弁をしている。この制度が退職勧奨を伴うことを知っているのか。

会社) 再雇用は退職勧奨ではない。

組合) 退職再雇用はまず退職と再雇用がセットであるということを確認することだ。会社は土肥さんに、まず退職を促す説得活動を行っていることである。

会社) 退職を促す説得などしていない。

組合) では何故5回も説得を受けなければならなかつ

たのか。

会社) 50歳での人生の大きな節目であり、本人もどちらを選択するのが迷っているので、どちらがよいか、アドバイスの的に良く考えてくださいと話してきた。

組合) 3回目まで本人が迷っていたとしても、ではそれ以降、本人が意志をかため、意向確認書を出した後の説得は一体何なのか？

会社) . . . . .

組合) NTT西日本の施策ということだが、ハイホン会社が、委託されて行っているのか。

会社) NTT西日本からの委託によっておこなっている。

組合) この委託内容の件について、書面で後日、具体的な内容をもって回答されたい。

会社) 別途回答したい。

組合) Gセンタ所長と、N部長も説得活動をおこなっているが、その内容も確認しているのか。

会社) 確認している。

組合) 具体的事項に入る。課長は、自分の経験談をもとに、10月23日、及び10月26日に「本社に行ったら上長の作業依頼があれば、徹夜しても資料を提出しなければならない。50歳以下の若い人達との競争になる。そういう激務にたえられるか」と言っている。徹夜での残業の事実は本当にO担当課長にあったのか。

会社) あったかもしれない。

組合) 徹夜での残業時期等、事実確認を明確にしてほしい。更に、勤務地は名古屋・大阪・福岡以外に東京もありうると言っているが、どういうところがあげられるのか。

会社) 確認する。東京といえば、グループ会社がある。

組合) 人事権は、NTT西日本にあると思うが、NTT西日本から、東京の可能性あることをハイホン会社として説明をうけているのか。

会社) 具体的に東京はあげられていない。

組合) では、O担当課長の個人的判断か、もしくはハイホン北陸会社としての判断か。

会社) NTT西日本は、東京とは言っていない。北陸

- 会社として、グループ会社で東京もありうると判断している。
- 組合) O担当課長から土肥組合員の結婚に対し、彼女の事や、結婚するのかどうか、根掘り葉掘り聞いている。50歳になっての結婚であり、ナーバスになりかねない。常識的に考えてもそっとしておくのが人情ではないのか。今回の問題とどう関係するのか。
- 会社) 全国配転がからむ問題であり、O担当課長から「彼から結婚の予定もあると聞いたので「奥さんはどうするの」と聞いた、また「お母さんの事はどうするの」と聞いた、と伝えて聞いている。北陸会社では、特に設備系では、伝統的に徒弟関係が強く、社員が困っていれば、相談に乗るのが課長である。
- 組合) 伝統的に徒弟関係が強いとか何とかではない。結婚の事をいろいろ聞いているが、会社は、最初から「本体を辞めてくださいよ」と言っているのではないか。退職再雇用が本当に良いことなのか。会社は親身に相談に乗っていない。10月30日の説得に移る。この日、「お母さんの為にも富山に残った方がいいですよ」と言う事を、課長発言と確認してよいか。
- 会社) 富山に残った方が一番良いと言う発言は確認してよい。
- 組合) 10月31日の説得内容について、説明された。
- 会社) 意向確認が一週間内にせまっており、Gセンター所長さんが、土肥さんが迷っているようなので、何がひっかかっているのか質問した、と聞いている。
- 組合) 11月2日はどんなことが言われたのか。
- 会社) 住宅ローンの事について質問した。退職金、企業年金の事を話した。と伝えている。
- 組合) ここではそんな話はしていない。意向確認書提出後どうだったのか。
- 会社) 組合を変更されたことを聞いた。提出した内容に一部不備があったので返している。
- 組合) どのような不備か。
- 会社) 退職再雇用の用紙と、満了型の用紙は違う。満了型の用紙には、希望地は書けないのに、その用紙に富山と書いてあった為修正させた。
- 組合) 少し話が違う。私(土肥)は、意向調書に満了型選択を記入し提出したが、担当課長に、今日は受け取れない11月7日まで待つと言われ、書類の内容を見ずに返された。11月5日になって、意向調書を提出するよう依頼され即座に提出したが、内容に不備があると言われ、再度新たな用紙に書いて提出している。
- 会社) そのようには聞いていない。
- 組合) 再度確認しておくこと。いずれにしろ、本人が満了型の用紙に富山を希望地として記入し、修正のため、別用紙に書き換えさせた事実は認められると理解してよいか。
- 会社) それでよい。
- 組合) 次に11月2日勤務終了後の、G所長からの伝言は聞いているか。
- 会社) 聞いていない。
- 組合) 聞いていないなら、その内容を把握しておいてもらいたい。
- 会社) 了解。
- 組合) 11月5日に提出した意向調書の特記欄に、母親、要介護1級と本人の健康管理「D」と記入しているが、このことは確認されているのか。
- 会社) 確認している。
- 組合) 11月5日、G所長が、土肥組合員の留守時に母親しか居ない自宅を訪問していることは認めるか。
- 会社) GさんはH16年6月まで土肥さんの直属上長であり、心配になって訪問されている。
- 組合) お母さんに何を聞こうとしたのか。
- 会社) 要介護1の状態なので、状況確認された。
- 組合) 社員の了解抜きで家庭まで行くこと自体、全くの常識外れである。こういうことをNTTがおこなっているのかと思うと本当に恥知らずもいいところだ。G氏は職務として行ったのか。
- 会社) たまたま帰り道だったと聞いている。
- 組合) 職務としてか。

会社) 年休なのか出張なのか確認させてもらいたい。  
組合) どちらにしろ、本人の了解抜きでお母さんに会いに行くという行為が問題。何時に、何をしに、どんな勤務状況でこうした行動を展開したのか確認しておく事。また、この日にO担当課長は、土肥組合員に福岡でもいいのですねと念を押ししていると聞かすが、この時点で、すでに人事は確定しているのか。

会社) 確定していない。福岡もありうるよ、ということも伝えたと思う。

組合) 11月9日、今度は、N設備部長とG所長とが説得にあたっている。意向調書が出されているのに関わらずこうした行為は、行過ぎた退職勧奨としか言いようがない。

会社) 12月10日が「雇用選択通知書」手交・受領となる。意向調書はあくまで意向確認ではない。

組合) 土肥組合員の健康状態を把握してのことが、会社) パニック症候群であることは、承知している。  
組合) 時間が足らなくなってきた。直属上長、センター所長等、直接該当する人が交渉の場に参加されてないと、話がスムーズに進みにくい。本日確認した事項を今後報告してもらい、継続審議としたい。

会社) 了解。

## JR採用差別全面解決を!!

### 11・30全国集会報告

去る11月30日東京日比谷野外音楽堂で、「20年の節目、総力をあげた闘いで勝利を! JR採用不差別全面解決を迫る11・30全国大集会」が開催された。



この集会に先立ち、東京では東京総行動が、新宿のNTT東日本本社前で開催された。

本社前の「木下孝子さん解雇撤回を求める集会」ではNTT関連合同分会石原分会長が挨拶。本社への抗議行動要員のみを残して、都庁、朝日新聞社などへ抗議行動に向かった。

夜は日比谷野外音楽堂での11・30全国大集会。



(NTT 東本社前で抗議する石原分会長)

この集会のオープニングは国労の仲間のバンド「スペシャル・ブレンド」がいきなり、ジャズの名曲、ALL OF MEを演奏。ジャズ狂の人間にとってはこれだと思う幕開けだった。続いて国鉄合唱団による合唱。芹澤壽良高知短期大学名誉教授から呼びかけ人の紹介、挨拶。弁護団報告。当事者の決意、家族の訴えと、それぞれの熱い思いが語られた。

どの発言も熱いのは当たり前だが、やはり家族の思いは、不当配転を強いられている者として特に熱く伝わった。

集会は、全国北は北海道から南は沖縄まで7300人の参加者で大成功。熱い思いを会場から、デモ行進へと引き継いで行った。

またこの集会に、かつて音楽運動をともに進めていた電通労組のTさんに出会った。組合は違っても、共に闘い続けているということで、勇気づけられる思いだった。(山下悟)